

(表4)長期使用構造等確認

◇一戸建ての住宅

円：税込み

階数、床面積 超～以下 (㎡)	当機関に建築基準法の 確認申請を提出する場合		左記以外の場合		型式認定住宅等	
		ポイント		ポイント		ポイント
階数3以下かつ 0～200	45,000	3P	70,000	3P	20,000	2P
階数3以下かつ 200～500	60,000	3P	100,000	3P	30,000	3P
階数4以上または 500～	100,000	5P	150,000	5P		

1) 型式認定住宅等は、住宅型式性能認定または型式住宅部分等製造者認証で所定の等級を取得している場合に適用する。(所定の等級 3-1劣化対策等級(等級3)、1-1耐震等級(等級2以上)または1-3その他(免震建築物)、5-1断熱等性能等級(等級4))

2) 変更確認申請の料金は、上の表の2分の1の金額とする。(ポイントも2分の1、小数点以下は切上げ)

3) 設計住宅性能評価申請で長期使用構造等であることの確認を要する場合の料金は10,000円とする。

◇共同住宅等

円：税込み

床面積(棟全体) 超～以下 (㎡)	審査料金 (Mは戸数)	ポイント
0～200	50,000+M×3,000	3P
200～2,000	100,000+M×3,000	5P
2,000～3,000	150,000+M×3,000	8P
3,000～4,000	200,000+M×3,000	10P
4,000～5,000	300,000+M×3,000	15P
5,000～10,000	380,000+M×3,000	20P
10,000～	450,000+M×3,000	30P

1) 変更確認申請の料金は、上の表の2分の1の金額とする。(ポイントも2分の1、小数点以下は切上げ)

2) 設計住宅性能評価申請で長期使用構造等であることの確認を要する場合の料金は30,000円(1棟あたり)とする。